HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ホロコースト研究における＜記憶の可視化＞をめぐる考察
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院院生論集, 4, 69-74
Issue Date	2008-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35676
Type	departmental bulletin paper
File Information	Chiba.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

【国際広報メディア・研究ノート】

ホロコースト研究における〈記憶の可視化〉をめぐる考察

千葉　美千子

１．はじめに

近年、ＥＵ加盟国の増加に伴い、東欧･西欧の関係は「対立」から「和解」へと移行しつつある。こうした国際関係の緊張緩和に伴い、市井の人びともまた、「相互理解」への道を歩みだした。依然として、双方の経済的･社会的格差は顕著であるものの、国境にとらわれることのない「ヨーロッパ市民」という意識の浸透は、たしかに人びとの心的距離を縮めたと言える。

当然ながら、その余波は学術交流にも及んでいる。ホロコースト研究においては、行為者(国)と犠牲者(国)の罪責関係を、<道徳的非難>という狭義の視点で捉えることへの批判が表出し、現代を生きる人びとがそれぞれの立場から、過去とどのように対峙すべきかという新たな問題が提起された。

さらにいえば、ホロコースト研究がジェノサイド研究と一体的に捉えられつつある今日の状況を鑑みると、先行研究が戦争犯罪を分析するうえで重要な視座を提供していることは間違いない。裏を返せば、ホロコースト研究の直面する課題は、ジェノサイド研究の課題であるとも換言できる。たとえば、メディアによる情報統制、経済制裁と人道的支援の分離、政治的思惑がもたらす国際支援の偏重などは、いずれも国際社会の継続的審議に解決の糸口を見出さなくてはならない事柄である。

このような動向を背景として、本稿の目的は、ホロコースト研究が焦燥の課題の一つとして掲げる<記憶の可視化>をめぐる諸説を提示することにある。

メディアが身近な存在となった現代社会において、記憶を<語る>という行為は、行為者(国)、犠牲者(国)双方の関係に大きな変化をもたらしてきたし、世論を動かす原動力になり得ることを実証してきた。しかしながら、筆者の知る限り、先行研究は個的記憶を私的領域から公的領域へと移行させることにきわめて慎重であった。なぜなら、記憶の<多様性>を認めることは、ホロコーストを取り巻く諸説に係る解釈の多様性の容認に帰結するものと捉えられ、ユダヤ人問題を中心に描かれてきた従来の研究構図を瓦解させる可能性を秘めていたからである。

そこで本稿では、現代ドイツが<記憶の可視化>を国策として提言するに至った<過程>に焦点を当てることにより、犠牲者(国)、行為者(国)それぞれが<記憶の可視化>に投影しようとした願いとは何であったのかを考えてみたい。

２．問題の所在

そもそも、<可視化>という概念は、歴史的文脈の中でどのように捉えられてきたのだろうか。たとえば、情報学事典[1]は<可視>という語彙を可視化(visualization)と可視性(visibility)という二つの側面で捉え、前者を「与えられたデータから画像を作成すること」と定義し、後者を「集団や社会場面の中での、情報とコミュニケーションの流れの状態を示す概念」と定義する。これらの概念を援用するならば、個的記憶を集合的、公的記憶へ導出する過程が、<記憶の可視化>であると言い換えることができる。そのためには、当然ながら、利害関係者たちが記憶の多様性を認め、同一の

社会空間で描き出すことを前提とした歴史認識の共有が必要となる。一方で、<可視化>をめぐる議論を通して、戦後世代がホロコーストの記憶を<主観的>に受容する土壌も形成しなければならない。

しかしながら、現実には記憶の形態は多様であり、すべてを上述の定義に委ねて考えることはできない。厳密にいえば、語られることのなかった記憶もまた、相対概念として捉えるべきである。また、可視化の対象が<記憶>というきわめて抽象的な概念であることを鑑みると、議論の過程で表出するであろう政治的思惑、そして世論の声もまた考察の対象としなければならない。

先述したように、ホロコースト研究が<記憶の可視化>を焦燥の課題と掲げる背景には、近年、顕在化しつつある<記憶の風化>という問題がある。特に、<記憶の風化>によって、これまでの「過去の克服[2]」に向けたドイツの取り組みすべてが水泡に帰すという危険性が憂慮されている。そして、より問題視すべきは、先行研究の多くが記憶の歴史的･学術的価値を認識していたにもかかわらず､実質的にはその活用を、既に文書化されていた資料の有効性を実証するため、あるいは事実関係との整合性の確認のためといった限定的な枠内に留めていたという点である。また、ホロコースト研究が時代と共に成熟化を遂げているにもかかわらず、ホロコーストの記憶が当該社会集団に係る政治的･社会的背景と密接に関連している点に着目した研究も、ほとんど存在してはこなかった。それゆえ、先行研究に検討を加えるだけで、<記憶の風化>が歴史意識の形成にもたらす影響を実証できるとは考えにくい。

このような問題意識を背景として、次に、<記憶の風化>が前景化した要因と、現代ドイツが<行為者としての記憶>を可視化させようとした試みを概観する。

３．ホロコースト研究における記憶をめぐる考察

ホロコースト研究は今日、<記憶の風化>という新たな問題と対峙せざるを得ない状況におかれている。このことはまた、ホロコースト研究に求められる成果が時代と共に変容しつつあることを示唆するものである。つまり、現代的コンテクストにおけるホロコースト研究とは、記憶に係る文化的･政治的側面をふまえつつ、それらの可視化を目指すものでなければならないのである。そこで、以下、<記憶の風化>と<記憶の可視化>の諸相を概観し、どのような観点から記憶に対するアプローチがなされてきたのかを明らかにする。

（１）<記憶の風化>

<記憶の風化>が叫ばれる現代にあって、「戦後の常識が通用しない時代に入った[3]」と言わざるをえない状況が生まれている。

たとえば、メディア報道で多用される「ポーランドのアウシュヴィッツ」という表現は、近年、ポーランドがナチス･ドイツに加担した国家であるかのような印象を与える一因となっていた[4]。それがナチス･ドイツ最大の被害国であるポーランドにとって、許し難い誤解であることは想像に難くない。

そのような背景からか、ユネスコは 2007 年 6 月、世界遺産として登録されている「アウシュヴィッツ強制収容所」という名称を、「アウシュヴィッツ - ビルケナウ ナチスドイツの強制･絶滅収容所(1940-1945) Auschwitz-Birkenau. The Nazi German Concentration and Extermination Camp (1940-1945)」へと改称する申請を承認したのである。これは、ポーランド政府による<国家としての>要請に基づく名称変更であっ

た[5]。同国にとって、アウシュヴィッツがドイツによって立案･建設された強制収容所であり、ポーランドは侵略された国家であることをより明確化するための起案であったと言えるだろう。

また、ドイツのメディア研究機関 TNS Emnid Medienforschung[6]が 2000 年に実施した世論調査によると、ドイツ人の 14-17 歳の 21.9 パーセントがホロコーストを「知らない」と回答し、1/5 はアウシュヴィッツがナチス･ドイツが建設した絶滅収容所であることも何を行った場所であるかも知らなかった[7]。また、別の世論調査では、ドイツ人の 14-18 歳の半数がポグロムの夜の意味を知らず、2/3 はホロコーストと結びつけて考えることもできなかった。さらに 40%の若者が、アウシュヴィッツ、ダッハウ、トレブリンカ、ブーフェンバルドといった地名を「聞いたことがない」と回答した[8]。

それゆえ、<記憶の風化>が、ホロコースト研究の発展にある種の限界をもたらす危険性を鑑みると、研究構図の是正、さらには新たな理論的枠組みの構築が急務であることは間違いない。また、ホロコースト研究において、<記憶の風化>から派生する諸問題に焦点を当てていくことは、研究の多元化につながると考えられる。

（２） <記憶の可視化>

それでは、記憶を風化から守るうえで不可欠だと捉えられた<記憶の可視化>をめぐる取り組みは、どのような理念に支えられてきたのだろうか。

歴史家のライヒェル(Peter Reichel)が指摘するように、先行研究は、ホロコーストの記憶を「公的想起あるいは文化の歴史。これは想起の式典、記念日、追悼の場所、警鐘碑などの社会空間において、過去と犠牲者たちに情動レベルで対峙すべき問題[9]」として捉えてきた。

ここでは、そうした記憶の多様性に配慮すること、つまり抽象概念として記憶を表象することが可能な<記念碑>が担いうる役割について考えてみたい。

ハーバーマスによれば、記念碑(Denkmal)が今日のようなモニュメント(Monument)という狭義の意味を帯び、<警告碑>としての役割を担うようになったのは、17 世紀以降のことである[10]。さらにいえば、ハーバーマスは、「遺跡や追憶の場で過去の出来事を記録するという行為に対する信頼性は、記念碑だけが担いうるものであり、博物館、美術館、文書館が代替することはできない[11]」と指摘する。というのも、「記念碑だけが、設立者の意志とメッセージを表明しうる[12]」からであり、「妥協なき芸術だけが、その場面にふさわしい言葉を届ける[13]」からである。そして、国家の文化的記憶は、①私的記憶と混同できないこと、②歴史描写、文学、授業だけでは伝承不可能であることを踏まえ、<可視化>のための象徴的表象、儀式化の必要性を提唱した[14]。こうした記憶の多様性の是認を前提とした概念は、後に、それまで追悼の対象となり得なかった社会集団をも巻き込んだ、いわゆる「警鐘碑論争[15]」の発端となった。

『ホロコースト大事典』もまた、記憶が記念物(碑)に直接投影されうることを前提として、「記念物は、混沌として変わりやすい風景に不変の場を提供してくれる。そこには、諸々の集団が、自尊心や遺産、権力や自我といった観念を強化するために、共有されたシンボルを投影することができる[16]」という見解を提示している。

そして同時に、今日に至るまで追悼のあり方、碑文の内容をめぐって様々な議論･対立が生じている要因を、「ホロコーストに関する公認の定義がなく、その犠牲者

にふさわしい儀礼や象徴の形式について意見の一致がないこともまた、生存者と諸政府との間に政治的な対立が起こりかねない大きな理由となっている[17]」からだと分析する。

上述した二つの見解のうち、前者は文化に係る記憶に対する普遍的概念であり、ホロコースト問題と関わるどのような社会集団からも肯定的に受容されてきた考え方だと捉えられる。しかしその一方で、後者はホロコーストの記憶に係る政治性を端緒に示す見解である。特に、「忘れられた犠牲者[18]」と呼ばれ、ユダヤ人犠牲者とは一線を画した<その他の社会集団>の立場を甘受してきた人びとが自らの権利を主張しはじめた 80 年代以降、一連の議論は混迷を深めた。この背景には、ロマ民族をはじめとする戦後補償の対象から<意図的>に外された人びとが、メディアの影響力を利用して社会的認知を提起したという歴史的経緯がある。彼らは、「追悼される権利」の主張を通じて、ホロコースト研究の偏重に警鐘を鳴らし、研究構図の是正を要求した。なぜなら、これまで現実社会で権力に対する有効な対抗手段をもつことのなかった社会集団の記憶は、必然的に研究構図においても周縁化されてきた。それゆえ、あらゆる犠牲者集団が自らの地位を確立するためには、自分たちの記憶の文化的価値が認められ、それらを政治の場に反映させる必要があると捉えたのである。

特にドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会は、ユダヤ人に次ぐ犠牲者であるロマ民族の地位確立を目指す立場から、死者を再び<選別>している現状に危機感を表明し、継続的な審議の必要性を訴えた[19]。それは換言すれば、「忘れられた犠牲者」にとって<記憶の可視化>によって彼らにもたらされる社会的認知こそが、存在を導出する手段であったと考えられる。

しかし残念ながら、記憶をめぐる考察は、これまで主に証言の収集・分析が主流とされてきた。裏を返せば、<情動>の次元で捉えられてきたホロコーストの記憶の学術的側面に焦点を当てた研究は基点に立ったばかりであると言える。このことは端的に、回顧に必要な年月を経てはじめて、<記憶の可視化>の重要性が認識された現実を反映しているのではないだろうか。

そして、<記憶の可視化>をめぐる議論は、まさに想起という償いに対する多様な社会集団の声を総括し、行為者であるドイツが記憶を<主観的>に構築する必要性を認識するための格好の機会になったと考えられるのである。

このような問題意識を踏まえ、次に、現代ドイツが記憶を文化として捉え、政治レベルでの議論が前景化した要因を概観する。

4．行為者としての記憶

現代ドイツにおける<記憶の可視化>をめぐる論争とは、換言すると<歴史の可視化>をめぐる論争である。特に、政治とメディアに強い影響力を有するユダヤ人ロビイストが、ベルリンに「殺害されたヨーロッパ - ユダヤ人の警鐘碑」建立の必要性を提唱した 80 年代以降、「誰が犠牲者であったのか」という問いは、常に最大の争点であった。

そして、紆余曲折を経て、1999 年 6 月 25 日、連邦議会は追悼の対象者をユダヤ人犠牲者に<限定>することを決議したのである[20]。しかしながら、警鐘碑建立が実現に向けて動き出した 2001 年、上述した TNS Emnid Medienforschung が実施した世論調査によると、回答者の 72%が、「警鐘碑はナチス・ドイツのすべての犠牲

者に捧げられなくてはならない[21]」という考え方を支持していた。一方、「ベルリンにさらなる警鐘碑の建立は必要ない[22]」と答えた者も少なからず存在した。世論の声と連邦議会の決断が乖離していた当時の状況を鑑みると、連邦議会が何をねらいとして<記憶の可視化>を試みていたのかは想像に難くない、このような政府による追悼の対象者の恣意的な<限定>は、その後の犠牲者間の関係に大きな影響を与えることとなった。

ただし、ここで特筆すべきは、コール首相(当時)の見解である。コールは、警鐘碑の建立意義についてユダヤ人ロビイストとも、世論とも全く異なる見解を提示していた[23]。なぜなら、コールは<記憶の可視化>という問題と対峙するにあたり、敢えて一度、<犠牲者の視点>を議論の枠組みから外すことにより、<行為者としての記憶>を前景化させようと考えていたからである[24]。

しかしながら、国家事業として首都ベルリンに荘厳な警鐘碑を建立することは、逆説的にそれまで地方レベル、地域レベルで展開されてきた市民運動家たちによる<記憶の可視化>への取り組みを停滞させる危険性をも孕んでいた[25]。

いずれにせよ、現代ドイツは、ホロコーストに係る記憶を国家アイデンティティの構築に必要不可欠な<道具>のひとつとみなしてきたのが実状であり、<可視化>はその手段に過ぎなかった。つまり、記憶の多様性を取り巻く諸問題に踏み込むための議論は未だはじまったばかりなのである。

５．おわりにー結びにかえてー

上述してきたように、本稿では、<記憶の風化>に関する危機感の高まりを背景として生じた、<記憶の可視化>をめぐる諸説を概観した。

犠牲者集団(国)とドイツ連邦議会は、それぞれの立場から、<記憶の可視化>を求めて様々な要求を提示し、実現への道を模索した。そればかりか、双方の見解に世論を介在させることにより、議論は<すべての犠牲者の追悼>へと繋がっていくことが期待された。しかしながら、本来、表裏一体で捉えるべき文化としての記憶、政治としての記憶という概念は、実質的には政治性に焦点を絞った議論となっており、多様な文化的背景を有する犠牲者集団(国)に対する配慮は不十分なままとなっている。

ただし、それぞれの異なる主張から、奇しくもひとつの共通性を見出すことができる。それは、現代ドイツを含め、いずれの社会集団も<記憶の可視化>に自らのアイデンティティを求めていたという点である。

以上を踏まえ、国家事業として<記憶の可視化>を担う立場におかれた現代ドイツの思惑、そして世論を巻き込む形で前景化した犠牲者集団との政治的駆け引きを<記憶のせめぎあい>という視点で考察していくことが筆者の今後の課題である。

千葉　美千子
北海道大学大学院国際広報メディア研究科　博士後期課程

【註】

[1] 北川高嗣　他　編『情報学事典』(弘文堂、2002 年)。
[2] ドイツ連邦共和国初代首相であるテーオドーア・ホイスが提唱した理念。過去に戻ることが明らかに不可能だと知りながら、それでもなおナチズムの記憶が現在に生きる人びとの負荷とならないよう、過去をきちんと清算したいという渇望の表れを指す。
Bernhard Schlink, "Vergangenheitsschuld und gegenwärtiges Recht" *Die Bewältigung von Vergangenheit durch Recht.* Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 2002, S.89.
[3]中谷剛 『ホロコーストを次世代に伝える　アウシュヴィッツ･ミュージアムのガイドとして』岩波ブックレット No.710　(岩波書店、2007 年)　22 頁。
[4] http://news.monstersandcritics.com/europe/news/article_1323030.php/UNESCO_approves Polands_request_to_rename_Auschwitz
[5] http://news.monstersandcritics.com/europe/news/article_1323030.php/UNESCO_approves Polands_request_to_rename_Auschwitz
[6] 正式名称は、TNS Emnid GmbH & Co.連邦政府も調査依頼を出している世論調査機関。
[7] http://www.frauennews.de/archiv/texte00/nation100.htm
[8] http://www.bundestag.de/aktuell/presse/2000/pz_000907.html
[9] Peter Reichel, Vergangenheitsbewältigung in Deutschland Die auseinandersetzung mit der NS-Diktatur in Politik und Justiz (Verlag C.H.Beck,2001).S.9.
[10] http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=3
[11] http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=4
[12] http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=4
[13] http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=4
[14] http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=4
[15] ドイツにおいて 90 年代以降前景化した「追悼の対象者」をめぐる論争。
[16] ウォルター･ラカー(編)『ホロコースト大事典』井上茂子［ほか］訳 (柏書房、2003 年)　159 頁。
[17] 同上、159 頁。
[18]「忘れられた犠牲者」とは、80 年代まで、一般の人びとの意識にのぼることのなかった非ユダヤ人犠牲者を指す。石田勇治『過去の克服』(白水社、2002 年) 291 頁。
[19] 石田勇治　同上、296‐297 頁。
[20] Hans-Georg Stavginski, Das Holocaust-Denkmal. Der Streit um das Denkmal (Ferdinand. Schöningh Verlag, 2002), S.20.
[21] Bonn Auflage 24,05.02
[22] Bonn Auflage 24,05.02
[23] Karen E.Till, *The New Berlin Memoly,Politics,Place.*(University of Minnesota Press Minneapolis London 2004) P.172. P.129
[24] Karen E.Till, ibid.,P.129.
[25] Hans-Georg Stavginski, op.cit.,S.90.